



CAN DO

“可能性への挑戦”

第58号

金田会計事務所通信

【 強い意志 】

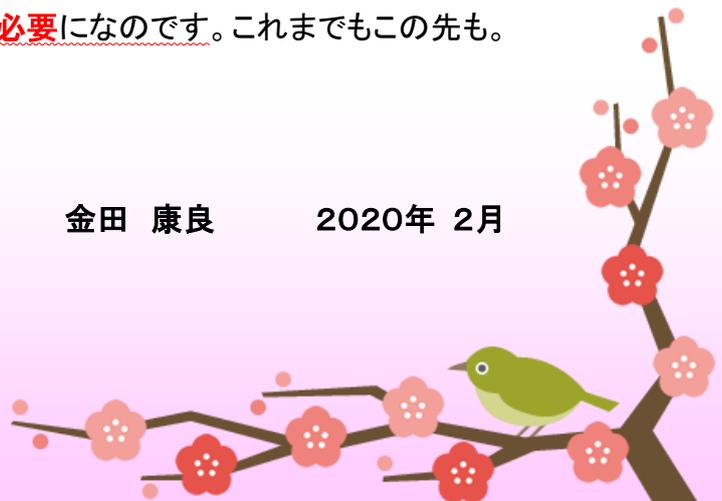
かつては 22 歳ごろから 60 歳定年までを一つの基準としていましたが、人生 100 年時代の到来とも言われ、今まで考えられていた老後の時間の過ごし方とはまったく新しい人生設計を誰もがしてゆかなければならなくなりました。加えて経営者なら当然、会社が 5 年、10 年と期間、時期を区切った事業計画と並行した人生設計も考慮していくことが必然となります。これからは長く会社の舵取りをするケースも考えられます。

会計の三大原則のうちに、『**継続企業**(Going Concern)の**原則**』というものが有ります。将来にわたって企業活動は継続してゆくという前提のことです。つまり会計の世界では終わりを想定していないとも言うことができます。

貿易戦争や自然災害、増税などこのところの経営環境は決して良いとは言えません。学問の世界では簡単に企業は継続するものであると唱えても現実の世界では売上げは下がり、利益を確保することがままならないのです。今年はさらに新型コロナウイルスによる騒動も加わり、世界経済はますます厳しくなる見通しで、実際に会う経営者の方々は業績悪化を懸念しています。だとしてもどんな不測の事態が起ころうと私たちはなんとしても常に利益を生んで企業活動を続けなければなりません。外注やAI、ロボット、リモートワークなど新しいものも古いものも利用できるものは利用したおしてでも対応していくのです。会社も私も負ける暇などないのです。わたしが難しいと思っていることは皆も難しいと思っているのです。だからチャンスがあるのです。会計原則の真理を体現して事業を発展させるそのような強い意志が今こそ必要になのです。これまでもこの先も。

金田 康良

2020年 2月



令和2年度税制改正大綱、留意すべき点は



令和2年度税制改正大綱が発表されました。成長戦略として5GやM&A促進など法人税では大企業向けの改正が目立ちましたが、中小事業者も留意しなければならない内容があります。そのポイントについて確認していきます。

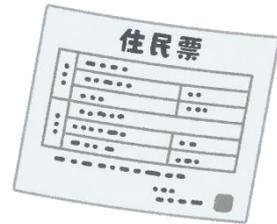
【未婚ひとり親に対する税制措置等(寡婦控除の見直し)】(減税)

婚姻をしていない者が、生計一の子を有し合計所得金額が500万円以下で次の条件を満たす場合、寡婦(夫)控除として所得税では35万円(住民税は30万円)を総所得金額から控除する。

- ① 扶養する生計一の子の総所得金額が48万円以下である。
- ② 住民票に事実婚であることが明記されていない。

同時に次の改正も

- ・**子ありの寡夫(男性)**の控除額が子ありの寡婦(女性)の控除額と同額の**35万円**(旧27万円)となります。
- ・**寡婦(女性)の所得制限**が寡夫(男性)と同様に**合計所得金額500万円以下**となります。



☆令和2年分以降の所得税(住民税は令和3年以降)について適用

すべての一人親家庭の子供に対して税制を公平に行うことが目的です。

【居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除の見直し】(増税)

居住用賃貸住宅を取得した場合は、課税売上割合に関係なく、消費税の仕入税額控除の適用を認めない。ただし、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後**3年**を経過する課税期間の末日までの間に**居住用の貸付け以外**に供するか、**譲渡**した場合には、その課税期間において**仕入税額控除に加算**する。

(注)居住用賃貸住宅とは住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物で**高額特定資産**(一取引の税抜き金額が**1,000万円以上の棚卸資産**又は調整固定資産)に該当するものをいいます。

☆**令和2年10月1日以後**に仕入れた居住用賃貸住宅に適用されます。

中古不動産を転売する不動産業者にとっては厳しい改正となりそうです。

【法人の消費税の確定申告期限の延長】

法人税の申告期限の延長の特例を受けている法人について、消費税の申告期限を延長する旨の届出書を提出した場合、その期限を1ヶ月に限り延長する。

☆**令和3年3月31日以降**に終了する事業年度の末日に属する 課税期間から適用する。



【低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除】(減税)

個人が都市計画区域内にある低未利用土地を譲渡した場合、次の要件を満たす場合はその長期譲渡所得の金額から100万円を控除する。

- ① 低未利用土地等であること及び譲渡後の利用が**市町村長の確認**がされている。
- ② 譲渡対価が**500万円以下**であること。
- ③ 譲渡する年の1月1日において所有期間が**5年を超えていること**等

☆**この法律の施行の日から令和4年12月31日までの間の譲渡について適用する。**



【国外中古建物不動産所得にかかる損益通算の特例】(増税)

国外中古建物不動産を賃貸し、不動産所得を有する場合に不動産所得の計算上、損失の金額が生じたときは、その建物の減価償却費に相当する金額は生じなかったものとみなす。

☆**令和3年以後の各年**において適用する。

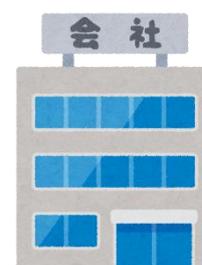


【中小企業者等の少額減価償却資産の所得価額の損金算入の延長】

中小企業者等の少額(30万円未満)減価償却資産の所得価額の損金算入制度を次の見直しを行い2年間延長する。

- ① 対象法人から連結法人を除外。
- ② 常時使用する従業員数の要件を 1,000 人から **500人以下**に引き下げ。

☆**令和2年4月1日以後令和4年3月31日までの取得分に適用**



【交際費の損金算入制度の延長】

交際費の損金算入制度を令和4年3月31日まで2年延長するとともに資本金の額等が100億円を超える法人が除外されます。

政令等が決まっていないため『資本金の額等』の等が意味するものが不気味です。

【連結納税制度からグループ通算制度への移行】

法人税の連結納税制度を見直して100%グループ内での損益通算できる基本的枠組みを維持しつつ、親会社・子会社がそれぞれ申告・納税する(単体納税)グループ通算制度に移行する。

(注)グループ加入時の時価評価税や繰越欠損金の切り捨て対象を縮小する一方、開始前の繰越欠損金が親会社の所得金額までしか控除できなくなる等メリットデメリットがあります。



☆令和4年4月1日以降開始事業年度から申請により適用。

【その他の関連税制】

- ☆NISAリニューアルとジュニアNISAの終了
- ☆オープンイノベーション(ベンチャーへの出資)促進税制の創設
- ☆国外居住親族に係る扶養控除対象者の見直し
等々

今回の改正案は日本が現状に抱える問題に取り組んでいるようですが、中小企業対策については十分とはいえません。改正内容については簡単に触れているため不明点はお気軽に問い合せてください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

